

ウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置に関する  
実態調査質問票

I 会社概要・回答御担当者について

1 御社名

【御回答欄】

--

- 2 必要に応じ、御回答内容に関してお問い合わせさせて頂くことは可能でしょうか。差し支えなければ、御担当者の方のお名前・御連絡先を教えてください。

- ① 部署・役職
- ② お名前
- ③ 御連絡先（電話番号、電子メール等）

【御回答欄】

--

II ウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置の利用実態に関する調査

- 1 御社が、ウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置を実施した定時株主総会を開催した時期及びウェブ開示の対象とした事項を御教示ください。

\* ウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置を実施したものは、会社法施行規則133条の2及び会社計算規則133条の2に定める特例措置によりウェブ開示の対象とすることが認められるようになった事項（「貸借対照表」、「損益計算書」、「事業の経過及びその成果」又は「対処すべき課題」（監査役等による監査報告及び会計監査報告を含みます。））について、ウェブ開示事項としてウェブ上での提供を行い、株主に発した招集通知には当該事項を掲載しなかった場合を対象としております（株主に発した招集通知に当該事項を掲載した上で、任意にウェブ上でも当該事項を掲載した場合は本調査の対象に含んでおりません。）。

【御回答欄】（該当するものにチェック）

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 令和2年の定時株主総会<br>（令和2年に実施した場合には、次のうち対象とした事項にもチェック）<br><input type="checkbox"/> 貸借対照表<br><input type="checkbox"/> 損益計算書 |
|---|

<input type="checkbox"/> 事業の経過及びその成果
<input type="checkbox"/> 対処すべき課題
<input type="checkbox"/> 監査役等による監査報告及び会計監査報告
<input type="checkbox"/> 令和3年の定時株主総会 (令和3年に実施した場合には、次のうち対象とした事項にもチェック)
<input type="checkbox"/> 貸借対照表
<input type="checkbox"/> 損益計算書
<input type="checkbox"/> 事業の経過及びその成果
<input type="checkbox"/> 対処すべき課題
<input type="checkbox"/> 監査役等による監査報告及び会計監査報告

2 御社が、ウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置を実施した経緯・理由を御教示ください。

- \* 決算・監査業務が通例よりも遅延するおそれが一つの要因としてあった場合には、その旨を明示いただければ幸いです。
- \* 令和2年と令和3年のいずれの定時株主総会についてもウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置を実施した場合で、もし特例措置を実施した経緯・理由に違いがあった場合には、区別して御回答いただければ幸いです。

【御回答欄】

--

3 御社が、ウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置を実施する中で、「株主の利益を不当に害することがないよう特に配慮」したこととして、具体的にどのような対応を行ったか御教示ください。

- \* ウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置を実施するにあたって、「株主の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならない」（会社法施行規則133条の2第4項、会社計算規則第133条の2第4項）と規定されております。
- \* 令和2年と令和3年のいずれの定時株主総会についてもウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置を実施した場合で、もし「株主の利益を不当に害することがないよう特に配慮」したこととして違いがあった場合には、区別して御回答いただければ幸いです。

## 【御回答欄】

--

- 4 御社が、ウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置を実施したことに関して、株主から不満の声などの意見があったか否か、あった場合にはその内容を御教示ください。

## 【御回答欄】

--

- 5 御社が、ウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置を実施してみて、お感じになられたメリットやデメリットがあれば御教示ください。

## 【御回答欄】

--

## Ⅲ その他

- 1 平時のウェブ開示によるみなし提供制度の下ではウェブへ開示によって株主に提供したものとみなすことができる事項とされている一方で、電子提供制度の下では書面交付請求をした株主に交付する書面への記載を省略することができないとされている事項としては、「連結貸借対照表」「連結損益計算書」及び「役員の実任契約に関する事項」が挙げられます。これらの3つの事項について、電子提供制度の下で書面交付請求をした株

主に交付する書面において記載をする場合に想定される実務上の問題点等があれば御教示ください。

- \* 電子提供制度における書面交付請求をした株主に対する書面に記載することを要しない事項については、会社法第325条の5第3項の規定による委任を受けて、会社法施行規則第95の4に規定されております。

**【御回答欄】**

御協力まことにありがとうございました。